

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 1                                                     |
| 第1 設問1                                                |
| 2                                                     |
| 1 小問(1)                                               |
| 3                                                     |
| (1) 前提として、Bが緊急動議を提出したことは、取締役の柔軟な経営判断が求められることから、瑕疵には当  |
| 4                                                     |
| たらない。しかし、Bが、Aの解職決議において、Aを退出させていることから、本件決議は無効と言えない     |
| 5                                                     |
| か。                                                    |
| 6                                                     |
| (2) 取締役会決議の歌詞について、明文がない。そのため、法の一般原則に従い、原則として無効である。しか  |
| 7                                                     |
| し、当該瑕疵が取締役会決議の結論に影響を与えないと言える特段の事情がある場合には、例外的に取締役会決    |
| 8                                                     |
| 議は、有効であると言える。                                         |
| 9                                                     |
| (3)ア 代表取締役の解職については、取締役の過半数が出席し、その過半数を持って行う(369条1項)。本件 |
| 10                                                    |
| では、取締役は、A、B、C、Eである。本件決議において、Eは、棄権している。そのため、過半数が出席と言   |
| 11                                                    |
| えるためには、A、B、Cの出席が必要であったところ、Aを退出させている。そのため、決議の手続きにつき、   |
| 12                                                    |
| 瑕疵があるとも思える。                                           |
| 13                                                    |
| イ もっとも、Aは、特別利害関係人(369条2項)にあたり、Aを出席させなかったことに特段の事情が認め   |
| 14                                                    |
| られないか。特別利害関係人とは、忠実義務の履行を期待できような会社の利益と衝突する特別の利益を有する    |
| 15                                                    |
| ものをいう。そして、解職の場合、その対象者が一心の私心を拝して議決権を行使することが期待できない。そ    |
| 16                                                    |
| のため、Aは、特別利害関係人にあたる。そのため、Aは、Aの代表取締役の解職決議について、意見を発する    |
| 17                                                    |
| ことができなかった。そのため、Aを退出させたことは、瑕疵にはあたらない。                  |
| 18                                                    |
| (4) よって、本件解職についての解職決議は有効であり、AとBという過半数に当たる3分の2の賛成があった  |
| 19                                                    |
| ため、本件解職は有効である。                                        |
| 20                                                    |
| 2 小問(2)                                               |
| 21                                                    |
| (1) 令和6年3月の取締役会決議において、代表取締役の報酬が120万円であることが決議されたにも拘らず、 |
| 22                                                    |
| Aの報酬が50万円であったことから、Aは、不当利得返還請求権として、差額の140万円の支払いを求めること  |
| 23                                                    |
| ができるか。                                                |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2  | (2) 前提として、取締役会に報酬額総額の決定を一任することができるか問題となるも、361条の趣旨がお手盛り防止による会社の利益の保護にあることから、上限を定めて一任する場合には、お手盛り防止の危険がなく認められる。本件では、上限を400万円として一任しているため、適法であり、報酬請求権は発生している。                                                                                                |
| 3  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4  | (3) それでは、Aの報酬を50万円とすることはできるか。                                                                                                                                                                                                                           |
| 5  | 会社と取締役の法律関係は、委任契約である(330条、民法642条)である。そのため、報酬の額について、一度定められた内容に拘束される。もっとも、報酬が役職の変動によって変動することについてあらかじめ目次の合意がある場合には、報酬の変動も認められる。                                                                                                                            |
| 6  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7  | 本件では、取締役会において、代表取締役であれば120万円の報酬を、代表取締役以外の取締役であれば70万円の報酬が支払われることが決議されている。株主総会決議により報酬の分配が取締役会に一任されていることから、かかる内容が取締役と会社との契約の内容とも言える。また、代表取締役という役職に対して、120万円が支払われるとされていることから、あが代表取締役から解任された場合には、70万円の報酬となる。他方で、Aは取締役であるため、70万円の報酬については、契約の拘束力に変動させることはできない。 |
| 8  |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 9  | (4) よって、Aは、差額分の40万円の支払いを不当利得返還請求により請求することができる。                                                                                                                                                                                                          |
| 10 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 11 | 第3 設問2                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 12 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 13 | 1 Aは、本件株式発行について、株式発行無効確認の訴え(828条2号)を主張する。かかる主張は、認められるか。無効事由が明文条明らかでなく問題となる。                                                                                                                                                                             |
| 14 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 15 | 2 本間株式の発行は、令和7年8月25日であり、令和7年9月の時点で「六ヶ月」経過していない。そのため、提訴期間内と言える。                                                                                                                                                                                          |
| 16 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 17 | 3(1) 法的安定性の確保の観点から無効となるのは、重大な法令又は定款違反の場合に限定される。                                                                                                                                                                                                         |
| 18 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 19 | (2) それでは、Bらが株主総会の招集通知をAの現在の住所に送達しなかったことは、株主総会決議の取消事由に当たるか。                                                                                                                                                                                              |
| 20 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 21 | 本件発行により「当該引受人」たる乙社が「株主となった場合に有することとなる議決権の数」(206条の2第1項1号)は800株である。これは、1400個に対する割合が2分の1を超える。そのため、甲社は、令和                                                                                                                                                   |
| 22 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 23 |                                                                                                                                                                                                                                                         |

|    |                                                       |
|----|-------------------------------------------------------|
| 1  |                                                       |
| 2  | 7年8月1日、本件通知①を行っている。                                   |
| 3  |                                                       |
| 4  | また、Aは甲社に対して本件通知②を行っている。Aは、250株の株式を有している。このから、「の議決権    |
| 5  | の十分の一…以上の議決権を有する株主」に当たる。そして、Aが本件通知①から「二週間以内」である同月4    |
| 6  | 日に「引受けに反対する旨を通知」している（同条4項）。これに対して、甲社は、同条5項による、承認のため   |
| 7  | の本件総会を開催している。                                         |
| 8  |                                                       |
| 9  | しかし、甲社は、Aに対して、招集通知を発していない。確かに、株主名簿に記載のある住所に招集通知を発     |
| 10 | すれば足りるため、旧住所に対しても招集通知を発すれば足りると思える。しかし、Bは、Aの現住所を把握     |
| 11 | しており、招集通知を発することも可能であった。また、甲社は、Aの現住所に招集通知を発したことがあり、    |
| 12 | 甲社もAの現住所を把握していた。そうであるにも拘らず、Aの現住所に招集通知を発しなかったことは、「著し   |
| 13 | く不公正」（831条1号後段）と言える。そのため、かかる株主総会には、取消事由がある（831条1項1号）  |
| 14 |                                                       |
| 15 | (3) そして、206条の2の趣旨が、公開会社において、支配株主の変動が生じる場合に、株主に承認の機会を与 |
| 16 | え株主の利益を保護する点にある。そうであるところ、かかる手続きに瑕疵がある場合には、かかる趣旨を没却    |
| 17 | するほどの重大な瑕疵と言える。                                       |
| 18 |                                                       |
| 19 | (4) よって、甲社が、Aに招集通知を現住所を知らずながら発しなかったことは無効事由となると主張できる。  |
| 20 |                                                       |
| 21 |                                                       |
| 22 |                                                       |
| 23 |                                                       |